

○豊島区選挙管理委員会傍聴規程

平成 31 年 3 月 1 日  
選挙管理委員会告示第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、豊島区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)規程(昭和 39 年豊島区選挙管理委員会告示第 5 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、委員会の傍聴について、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続等)

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、会議の開催される 60 分前までに傍聴申請書(別記第 1 号様式)を、豊島区選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出し、傍聴券(別記第 2 号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という)は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に掲示し、指示に従って傍聴席に着かなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、4 名とする。

2 傍聴人が前項の定員を超えたときは、抽選とする。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯し、又は着用している者
- (5) 拡声器、無線機、マイク、ラジオ、携帯電話(電源が入っていないもの等を除く。)の類を携帯している者
- (6) 写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者(ただし、第 6 条の規定により、あらかじめ委員長の許可を得た者を除く。)
- (7) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議の妨害をしないこと。

(3) 帽子、コート、襟巻の類を着用しないこと。ただし、委員長が病気その他正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影又は録音・通信等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、動画等の撮影又は録音・通信等をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退室)

第7条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときには、速やかに退室しなければならない。

(1) 委員会が非公開となり、委員長が退室を命じたとき。

(2) 傍聴人がこの規程に違反し、委員長に退室を命じられたとき。

2 前項第2号の規定により退室を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条第1項関係）

### 豊島区選挙管理委員会傍聴申請書

年 月 日

豊島区選挙管理委員長あて

平成 年 月 日開催の豊島区選挙管理委員会の会議を傍聴したいので、豊島区選挙管理委員会傍聴規程第2条第1項の規定により、申請します。

申請者	氏名	ふりがな -----
	住所	
	電話	( )
撮影、録画・録音等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 録音・録画等	
撮影、録画・録画等 機器類の持ち込み	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 撮影機器 ( ) <input type="checkbox"/> 録音・録画機器等 (ビデオカメラ・レコーダー・その他 ( ))	
備考 (撮影、録画・録音等 を行う場合は目的 を記載)		

交付第 号

平成 年 月 日

選挙管理委員会傍聴券

開催日時：平成 年 月 日 定例会・臨時会

豊島区選挙管理委員会

傍聴人心得

- 1 傍聴人は、傍聴席に入場の際、本券を係員に提示し、退場の際、返還してください。
- 2 傍聴人は、豊島区選挙管理委員会傍聴規程を守り、係員の指示に従ってください。
- 3 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。
  - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
  - (2) 騒ぎ立てる等会議の妨害をしないこと。
  - (3) 帽子、コート、襟巻の類を着用しないこと。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 傍聴人は、傍聴席において、委員長の許可なく、写真、動画等の撮影又は録音・通信等をしないこと。